

ふくい笏谷石の会 会則

(名称)

第1条 この会を「ふくい笏谷石の会」(以下「本会」という。)と呼ぶ。

(目的)

第2条 本会は、福井の文化遺産である笏谷石を市民の力で蘇らせ、次の世代に伝えていくとともに、福井のまちづくりに活かし、地域の発展に寄与することを目的とする。

(会員の資格)

第3条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し、活動する者 及び、その活動を賛助し、情報を共有する者とする。

(会員)

第4条 会員の構成は、次の通りとする。

- (1) 正会員 (相談役を含む) ※会の企画運営、調査に参加できる方
- (2) 賛助会員 (個人)
賛助会員 (団体・法人)
- (3) 情報会員 (仮称/友の会) 平成23年度より本格募集する。平成22年度は試行。

(事務局)

第5条 本会の事務局は福井市照手1丁目9-1 9稲葉デザインルームに置く。
(事務局専用電話：0776-37-4055)

(事業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 笏谷石文化のネットワークづくりに関すること
- (2) 笏谷石文化に関する情報の収集と共有に関すること
- (3) 笏谷石文化の福井ブランド化に関すること
- (4) 笏谷石文化の普及啓発活動に関すること
- (5) 笏谷石文化の調査研究、保存に関すること
- (6) その他、本会の目的を達するに必要な事業

(役員)

第7条 本会に総会で選任された次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 (事務局長) 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。(初回年度は平成22年9月26日から平成24年度末(H25.3.31)までの約2年6ヶ月とする。)

- 2 役員に欠員が生じ補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 本会に相談役を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2 会議は、すべて会長が召集する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 役員を選任と解任
- (5) その他、役員会において必要と認めた事項

(総会の運営)

第12条 総会は、第4条に規定した(1)の会員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 総会の出席は、委任状をもってこれに代えることができる。
- 3 総会の議長は、会長がこれを行う。

(総会の表決)

第13条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(経費)

第14条 本会の運営費は、会費、事業収入、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円
(※相談役の方も個人会員として年会費を徴収する)
- (2) 賛助会員(個人) 3,000円
賛助会員(団体・法人) 1口 5,000円より
- (3) 情報会員(仮称/友の会) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録
事業に参加する場合、参加費をその都度、徴収する

(決算及び監査)

第16条 本会の会計は毎年度末に決算して、監査を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は別に定める。

附則 1 この会則は、平成22年9月26日から施行する。

2 平成23年4月1日 改正